



意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-5321	カセット式ビデオテープレコーダー

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-4522	全	カセット式ビデオテープレコーダー

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H6-52	ディスク挿入式記録機
H6-5312	カセット式音響用テープ記録機
H6-31	音響用増幅器
H6-40~43A	チューナー等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品	
ビデオテープレコーダー	

定義	
映像用のテープ記録機(録画機及び再生機)のうち、カセットに納められた磁気テープを記録媒体とするものを分類する。	
登録 1148843 号 「ビデオテープレコーダー」 	登録 1082609 号 「ビデオテープレコーダー」 

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■出力機を具備するものとの関係■

- ・スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。
- ・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240~H7-6246に分類する。

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。例えば、

- レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものは H6-51(レコード記録機)、
- ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものは H6-52(ディスク挿入式記録機)、
- 記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものは H6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称	
デジタルビデオテープレコーダー	車載用ビデオテープレコーダー